

令和8年（フ）第1399号
東京都八王子市石川町2093番地3 石川ハイツ322号
債務者 小林 司郎
1 決定年月日時 令和8年9月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1405号
東京都稲城市矢野口806番地リシェ矢野口B-202
債務者 佐藤 大章
1 決定年月日時 令和8年9月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第166号
富山県滑川市上小泉2049番地3 サンコーポラス上小泉3号棟204
債務者 釣井 国利
1 決定年月日時 令和8年9月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第109号
栃木県佐野市栃本町2486番地17
債務者 関 綾乃
1 決定年月日時 令和8年9月14日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（フ）第192号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田2638番地42
債務者 菰田真梨也

1 決定年月日時 令和8年9月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第104号
青森市浪岡大字大釈迦字前田98番地11
債務者 佐藤 英明
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第106号
青森県平川市日沼高田107番地
債務者 齋藤 英樹
1 決定年月日時 令和8年9月15日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第120号
栃木県小山市東城南2丁目27番地7 リバティハウス21-103号
債務者 大木 理愛
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和8年（フ）第186号
神奈川県足柄上郡開成町円通寺63番地 ステージア開成A201
債務者 古谷 美咲
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第491号
熊本市中央区紺屋今町1番13-103号 城南マンション
債務者 藤本 祐子
1 決定年月日時 令和8年9月14日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第509号
熊本県菊池郡菊陽町光の森7丁目41番地7 メゾンロイヤル 303号
債務者 野口 哲郎
1 決定年月日時 令和8年9月14日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続廃止

令和8年（フ）第123号
三重県松阪市嬉野中川新町二丁目53番地 ロイヤルヒルズ103
破産者 藤川 諭史
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第8409号
東京都豊島区目白4丁目30-7-202
破産者 梶谷 慶人
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第8987号
東京都新宿区新宿1丁目30番16-705号
破産者 株式会社テクノラバンス

1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9017号
東京都練馬区平和台4丁目10番4号
破産者 メディカルプランニング株式会社
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1305号
東京都渋谷区恵比寿西1丁目14-2
破産者 株式会社インブルー
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2376号
埼玉県久喜市久喜中央1丁目10-23-201
破産者 夏原 健太
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2413号
東京都足立区東保木間1丁目5-8-301
破産者 柿崎久美子
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2479号
東京都中央区日本橋室町4丁目3番7号
破産者 株式会社KAWAGUCHIアセットマネジメント
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部